

令和２年度第２回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進研究会会議録

確認・検討事項	(１) 第１期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画素案について (２) 本市の中核機関設置に関する検討状況について
開催日	令和２年８月６日（木） １８：３０～１９：３０
会場	茅ヶ崎市役所 本庁舎４階 会議室５
出席者氏名	構成員 内嶋順一 構成員 尾上美子 構成員 小野田潤 構成員 渡辺和也 構成員 三谷智百合 構成員 横濱寛之 構成員 柴田勝一 構成員 横山洋一 (欠席) 構成員 桑智仁 構成員 大木教久 (関係機関) 茅ヶ崎市社会福祉協議会 茅ヶ崎市高齢福祉介護課・障害福祉課
会議資料	資料１ 第１期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画（素案） 資料２ ご意見をいただきたいポイントについて 当日資料 成年後見支援センター 第１四半期活動状況報告について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	１人

各議題に対する意見

○議題の概要、主な意見・質疑等

- ・新型コロナウイルス感染予防のため、会議は１時間半の予定であったが、１時間余りで進行。
- ・人事異動に伴い課長・担当者、また構成員にも変更があったため、会議開始前に自己紹介を行う。

○配布資料について、福祉政策課より説明

- 確認・検討事項（１）第１期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画素案について
(２) 本市の中核機関設置に関する検討状況について

- 福祉政策課 計画素案に関してご意見をいただきたい。

○尾上 「目指すべき姿」のところで、成年後見制度のメリット・デメリット等の内容を正しく理解しているという記述があり、次のページでも「メリット・デメリット」という言葉が出てくるが、具体的な例を見せてあげると、よりイメージがしやすいと思う。

○内嶋 計画を見せる相手は、市民向けか、庁内向けか。

○福祉政策課 市民である。関係者向けでもあるが、なるべく市民にも読んでいただきたい。市民の多くの方が読むかという、それは難しいかもしれないが、民児協や地区社協の皆さん、関係者には、読んでいただくか、説明会で我々から説明させていただきたいと思っている。

○内嶋 市民の方にも分かりやすいように、平易に書いたほうがいいと思う。「目指すべき姿」で5つ挙がっており、一つ一つは全くそのとおりであるが、各論に寄っている。16、17ページで制度論を述べながら各論を落とし込んでいくと思うが、ここは、スローガンというか、根底に流れる原理原則に近いものを挙げたほうがいいと思う。

最大の欠落は、本人の権利擁護のところに出ている。例えば、制度のメリット・デメリットの内容を正しく理解するのは、本当は本人である。あるいは、理解というか、本人にとってメリットとなる制度の利用というのを基本計画は言っている。何となく基本計画をなぞっているなという雰囲気はわかるが、なぞるのだったら、逆に基本計画のエッセンスをきちんと持ってこないといけない。いかに茅ヶ崎という地域で本人の権利擁護を図るかを最初に持ってきておいたほうが私はいいと思う。成年後見制度の利用というのは、所詮ツールであるので、そのために成年後見制度を使うという流れになっていくような書き方のほうがいい。私が一番気になったのはそこである。ほかの委員も、「茅ヶ崎のスローガン」というのだったら何かおありだと思ふ。ほかの委員のご意見を聞いていただきたい。

16ページ、17ページは、基本計画をなぞるとこうなるだろうなという感じはするが、既にあるような制度の棚卸し的な書き方になっている部分もある。目玉、おニューのこういうものを打ち出すというのを何か入れたほうがいい。市としては市民にアピールするので、計画というのはこれからやることなので、こういうことを制度として盛り込んでいるということをわかりやすく言ったほうがいい。例えば、市長申立ては既にやっているの、さらにどうするという話をしていかなければいけないと思うが、そのアピールが弱い。無理していっぱい書かなくてもいいので、ここを目玉に今回この計画はやりたいというのを絞った上で目立つようにしたほうがいい気がする。

あるいは、地域連携ネットワークの構築というのは、チーム支援になってくる。茅ヶ崎は茅ヶ崎でつくったほうがいいのかな。

他市では、親族後見人に対する支援というのを中核機関で何かできないかという話が出た。横浜では、新たに選任された親族後見人に対して、これからこういう業務をやる、こういう報告をするという説明を、家裁ではなくて中核機関がやる。家裁が宣伝パンフを後見人になった人向けのいろいろな冊子の中に入れてある。それを見ると、中核機関がそういうのをやるから行こうか、みたいな話になっていて、家裁からも行ってくださいと言われている。それが親族後見人に対するサポート例の一つである。そういうことを今の段階で何かアピールできるものがあったら載せるといいと思う。

たしか茅ヶ崎は、市とどこまで連携しているのか知らないが、親族後見人に対する書き方の講座をやっているの、それを載せたほうがいい。今までやっているのだったら、うちはこれをやっているという独自性をアピールしたほうがいい。申しわけないが、16、17ページは、余りにも国の基本計画に引っ張られ過ぎという感じがするので、そこは取捨選択してやったほうがいいのではないかな。4つのステージはわかるが、中身をやったほうが市民受けするし、実態に合っているのではないかな。

○三谷 利用促進の中で言われているのは、本人の意思決定支援をすごく言われていて、そのことについ

て「目指すべき姿」のところに入っていないのが気になった。ご本人の権利を守るための成年後見制度でもあり、本人の意思を尊重していくというもので、「本人の意思決定支援」という言葉を入れたほうがいいのかと感じた。

○福祉政策課 先ほど内嶋先生の話であった、15ページ「目指すべき姿」の枠囲いのところで、各論ではない、大きいところでのスローガン、茅ヶ崎市ならではの、こういうのがいいのではないかというのがあれば。

1ページ目の「計画の収支等」には散らばせてはあるが、基本的には、茅ヶ崎市の形で言えば、これまでの研究会でもお話しいただいていたとおり、後見制度を利用する、しないの前段階のところから、総合相談として、いかに動けるかというところが一番大きい売りになるだろうと思っている。広報活動も含めて、ある意味中途半端なグレーなゾーンから総合相談としてで動けるので、ケース対応にしても、広報活動にしても、いろいろ展開できるだろうと思っているが、「目指すべき姿」にそこを全く書いていないので、そのエッセンスも入れさせていただこうと思う。

○尾上 茅ヶ崎市の中核機関設置に向けて動いている中で、どのあたりまで進んでいるのか、状況を教えていただきたい。

○福祉政策課 順番は前後するが、次第2「中核機関の設置について」のお話をさせてください。今年の2月の茅ヶ崎市の施政方針で、既に総合相談の話を説明しており、3月の議会でも説明している。

形としては、包括的な支援体制を構築するために、総合相談を2段階にする予定になっている。現在の茅ヶ崎市の体制では、市内13地区にある地域包括支援センターの中に福祉総合相談室が置いている。今までは1段階式だった。福祉相談室が13地区にあり、そこが分散型で地域や関係機関と連携して動いていくという形であった。そこは「初期相談」という言葉で括っていたが、実際には初期相談でおさまらず、継続相談が発生するが、1人配置なので継続相談の対応の負担感が高い部分や、チーム対応をしなければいけないところをどうしようか、というところがあった。

新体制においては、市役所の中に13地区に配置したものとは別に、継続的なケースワークを行う総合相談担当を設置することを検討している。中核機関については、市役所に置く総合相談担当と合体を考えている。1つのチームではあるが、チームの中に総合相談担当と中核機関担当がいる形になる。総合相談と1つのチームにすることにより、総合相談が、実質、中核機関のワーカーも兼ねるというイメージになる。

総合相談チームというのは、庁内でも高齢、障害、子ども、生保といった縦のラインとは別の担当になるので、問題があって心配だが、「それぞれの専門機関の対象にはまだ入っていない」、「それぞれの専門機関が対応して、状況が改善しつつあるが、そのご家庭の脆弱性があるから心配である」、「状況がよくわからない、誰かが行って状況確認しないと、どこが担当すべきかわからない」といったところの継続相談を請け負う形になるので、おのずと権利擁護のラインで動いたほうがいい・後見制度をつなぐケースはもちろんそうであるが、その手前の、地域の方がすごく心配しているが、市役所で言うと、どこが担当というわけでもないが、心配だというケースは、総合相談のラインから中核機関が対応していくという形を想定している。

○柴田 中核機関の障害のところでは伺いたい。実際に相談支援事業所のほうで出ている話としては、基幹型相談支援という構図が茅ヶ崎市はまだ立ち上がっていない状況である。今、説明にあった総合相談と基幹型相談支援との分け方というか、今、イメージした中では、それこそが基幹型相談支援なのか。でも、中核機関でやるというところか。そこは市のほうでビジョン的なものがあると思う。

○福祉政策課 まだ検討の段階である。

今の段階では、まずは総合相談。次に専門機関を巻きこむのかどうか、２段階式のイメージで考えている。

○柴田 わかった。まだ総合相談というところでの、どこかにつなぎようがない相談を一旦は預かるというイメージで、あとは専門的な分野に結びつけていくということでもいいか。

○福祉政策課 専門的な分野に結びつけて引き継ぐことができるものはいいが、結びつけて一緒にやっていくものもあるだろうし、各機関は主ではなくて、総合相談が主になって支援するケースもあると思う。「つないで終わり」ではなくて、総合相談のケースワークをやっていくイメージである。

ただ、今日もまさに福祉相談室と勉強会をしていたが、具体的にどこをどんな運用でやるのというのは２～３年かけて、関係機関と共有し詰めていく。

○柴田 わかった。

○福祉政策課 始まったら、相談させてほしい。

○内嶋 総合相談というのは、とりあえず継続相談を引き受けるのと、事案の対応のコーディネートをするという感じになるか。

○福祉政策課 なる。

○内嶋 事案のフォローもやっていくのか。

○福祉政策課 やる。

○内嶋 でも、それはイコール中核機関ではなくて、中核機関と一緒にような、仲間のような、よくわからないというはあるが、中核機関的な部署は、総合相談の部署と別に、どういうことをやるイメージか。

○福祉政策課 中核機関のメンバーも外に出てケースワークをする前提ではあるが、中核機関メンバーがまず主としてやらないといけないのが、国のテキストにもあるような、まさに１５ページ以降に書いてある、広報をどうするであったり、ケースの進行管理であったり、市民後見人をどうするなど、全体を調整しながら、関係機関とも勉強会、審議会、協議会の業務を行い、全体の方向性を定めつつケース対応もしていくが、そのときにケース対応をさばき切れなくなるので、その部分は総合相談でカバーするというイメージになる。

○内嶋 わかった。個別ケースの対応は、総合相談担当が対応されるが、それ以外の全体的な運用とか、広報とか、個別ケースにとらわれない仕事もあるので、その辺は中核機関的な担当が担う、役割分担するという感じか。

○福祉政策課 中核機関メンバーを事務だけの担当にはしたくないので、中核機関メンバーもなるべく現場に出て、現場の仕事をしてきた上で、中核機関の事務局もするという形にしたいと思っている。ケース対応の分量としては、中核機関メンバーのほうが少なくなるかもしれないが、ケース対応もして当然という前提である。

○内嶋 茅ヶ崎市の中核機関は、形式的には総合相談の担当とは別という形になるのか。

○福祉政策課 そうである。組織的に言えば、人数的にはそれほど大きくはないので、一緒にの担当にはするであろうが、総合相談担当と中核機関担当と役割を分担する。

○内嶋 ほかの先生のご意見を伺いたい。

○小野田 伊藤さんのお話を伺っていて、総合相談や初期相談から相談とケースワークみたいところをイメージとして大きく感じたが、成年後見の研究会は、この会議になる前、かれこれ１５年ぐらいやっており、内嶋先生とずっと参加している。その中で、難しい案件であるとか、自分自身も学びが多かったし、そういう場を蓄積してきていると思う。包括の皆さんもかなりの人数が出ていたし、福祉相談室

の人たちも会議に参加して一緒に学んできたところが、大きな資産というか、茅ヶ崎市の特徴になっていると思ったので、文面としてPRする意味で、ここに中核機関や利用促進が出てきて初めてやるというのではなくて、今までやってきたことの蓄積や結果を示せたらいいのかなと思った。

茅ヶ崎市では、成年後見支援センターSネットのほうで親族からの申立て支援や親族後見になられた後の相談も含めて取り組んでいるところがあるので、そういうこともPRの材料としてあるのではないかなと思った。マッチングにしても、後見人がついた後、モニタリング機能としても、継続相談という中にはそういったところも入ってくると思うが、今後の利用促進が問われて、機能でやらなければならないこともイメージしながら、今取り組むべきこととか、中心になって、重心を置いて、これに初期の段階で取り組んでみようということが明確にわかってくると、わかりやすいのではないかなと思った。

全体的に見て、親族後見人よりも専門職がつく後見制度のイメージになっているのかなと思ったので、親族後見人の支援も加えて説明していったほうがいいような気がしていた。

先ほど柴田さんが言われていた基幹型相談支援も、茅ヶ崎市の場合は求められているし、大事だなと。ずっと取り組んでいたと思うが、そういうこともある。ただ、総合相談というところとは、自分は基幹型相談支援の役割は別かなと思っていて、確かにあるが、茅ヶ崎市の指定相談支援事業所や、そういったバックアップとか、専門性を育てるための人材育成やサポートみたいな役割のほうが基幹型相談支援として大きいのかなと思うので、そういう機能を含めて一緒にやるということであればいいと思うが、「中核機関」、「総合相談」という名称だけあって、「総合」と言うとなんでも含まれてしまうみたいと思うが、やはりちょっと違うのかなとも思ったりして、専門性もそれぞれ別にあるような気もするので、そのあたりを慎重に明確化していくのがいいのかなと思った。

○福祉政策課 総合相談に関しては、国が今「重層的支援体制整備事業」を打ち出していて、先週も厚労省のオンライン会議に私も参加したが、果たしてどの運用がどんな効果があって、どんなメリット・デメリットがあるのかは、今、全然見えないので、各市町村、第1陣で行くのか、第2陣で行くのか、模索しているところになる。

○三谷 相談を受ける側だけではなく、相談する方も大事にしていったほうがいい。相談される市民の方が相談に行ったら一回しにされてしまうというのはよくない。総合相談の中で継続してやっていくという姿勢がないと、ほかに投げられてしまったのかなと市民の方が思う総合相談にはしたくないと思う。

○柴田 総合相談のところで、17ページの茅ヶ崎市の中核機関のイメージのところであるが、ここに書いてある「センターにあるチーム」というのは、中核機関、要は総合相談が作り上げるというか、音頭を取っていくものなのか、どこかほかの部署が先行してつくっていくものなのか。このイメージ図を見ると、中核機関も外側にあるが、誰がどういうふうにチームをつくっていくのか。

○福祉政策課 この図は、これ以外の関係機関も含めて、みんなでかかわる大きなチームがいて、かかわるケースによって、たいていは中核機関が音頭を取るであろうが、中核機関が音頭を取らなかったとしてもチームが形成されていって、それは協議会の中で全体でバックアップしていき、中核機関の中でも土業の先生にお願いしてフォローしていただくという体制をイメージしている。中核機関は外ではなく、みんなでやっている中にチームがいるというイメージである。

○柴田 さっきの総合的なところがあったので、振り分けるのが総合相談の担当なのかなと思ってしまったので質問した。

○内嶋 これは基本計画の図を引っ張ってきただけである。

○福祉政策課 この後、どういうふうに茅ヶ崎仕様にしようかと、まさに今、絵とグラフを悩んでいるところである。

○内嶋 基本計画の絵が悪い。気にしないで大丈夫である。これは無理である。

○福祉政策課 図はセンスが問われる。どうしたらよいか。

○福祉政策課 今も既に動いている地域の皆さんと、民協とか地区社協の皆さんともケースワークをリンクさせたいと思っている。地域の皆さんに最終的に見守り体制をつくっていただいて閉止もできる方向の地域づくりも検討しており、国も同じようなことを書いているので、そういう全体の流れにはある。

○内嶋 今ご説明いただいたのが茅ヶ崎モデルの核になるのではないかと。そうすると、16、17ページは、それに変えたほうが私はいいのかなという気がする。役所のつくるものなので、国のフォーマットをなるべく引っ張りたいというのはわかるが、いい発想だと思う。とりあえず何でも受ける。そこには成年後見という制度の利用には行き着かないケースもあると思う。むしろそこをアピールしたほうがいいと思う。そのうち、成年後見制度を利用するに当たってはとって、中核機関担当が表に出てくるような感じで。さっき小野田先生からご指摘があったマッチングは茅ヶ崎市の場合は、市長申立てが盛んであるから、首長申立てとの連携、各課との連携で総合相談担当が「市長申立ての可能性あり」と早めに情報を送って、市を早めに動かす。例えばそういう連携をしますというふうにやると、「市長申立てをやります」と書いてあるが、「早く、迅速に」というところを出すと、総合相談という機構をつくったことのメリットが出てくる。それを16、17はメインにして、地域の人たちにこの説明をしたときに、茅ヶ崎市は今度はいよいよ制度化して、やるのね。わかった。じゃ、何かあったらそっちに投げるよとなることもあるし、そっちでやってくれるのだったら、うちも頑張るわとって地域が反応するということがあるような気がするの、ガラッと変えてしまったらどうか。絶対にそのほうがいい。

○横山 こちらの計画が茅ヶ崎市の地域福祉計画との中に書かれるというところでモヤモヤとした部分もあるが、そのところが皆様の意見に反映されているのかなと思う。これから重層的な相談支援体制をつくっていく中で、「断らない相談」という形で言われていて、これはなかなか重たいというのが、やっていく中であると思う。我々が相談を受けるときは、それぞれの専門のところがあると、そこに該当するかしないかで振り分けるところがあるが、本当はそうではなくて、その人のどういうことを思っているかというのをきっちり受け止めることを大事にやっていかなければいけない。その部分の中で権利擁護的や保険的な支援があれば、そちらのチームでサポートしていくという流れになる。その辺のところが今回の計画の肝になると思うので、その部分の体制をつくっていくところが今回のところである。ここはパート部分だけで説明が入っているが、重層的な部分でもチーム支援というのが、絵で似たようなもの書かれている。それが似たようなものを、障害だったり、高齢だったり、地域のほうでも受けていて、今回の成年後見でも出ていて、そこをどういうふうに具現化していくかというところが肝になっていく。その部分でどういうふうに安くつくっていくか、我々のほうで工夫してやっていくのかなと思っている。

福祉政策課 成年後見計画のところは、ほかはよろしいか。(なし)

今回皆さんにいただいたご意見を事務局で整理する。地域福祉計画の審議会が次は8月25日にある。そこで本番仕様のたたき台、素案を委員に諮らせていただく。それが第2回である。第3回の委員会本体は9月末にあり、そこでほとんどでき上がり、パブリックコメントにかけていく流れになる。皆様には、第3回の委員会本体が終わった、全体的に調整が済んでいる内容を、資料提供、情報提供をさせていただく。その後の研究会は、2月、3月を予定しているが、そのときは計画の話ではなく、中核機関の実運用のお話にスライドさせていただければと思っているので、よろしく願います。

今、次第1と2をあわせてお話しさせていただいたので、次第3のその他に入る。

○その他 成年後見支援センターと市社協より報告があった。

○福祉政策課 三谷さんから成年後見支援センターの報告をお願いしたい。

○三谷 今年度4月から6月に関しては、センターとしても新型コロナウイルスの対応を、厚労省からの留意点に基づき、相談のコロナウイルス対策をしていた。相談は行っていたが、相談件数は前年に比べて減った。ただ、継続してあったのは、親族後見人の方は、定期報告が1年に1回で決まっているので、この時期、4、5、6月に親族後見人の方で定期報告がある方については、毎年、電話をかけてくださる方がおり、特に、障害をお持ちの方の高齢のお母様が親族後見人になっているという方の親族後見人の方への定期報告支援がほとんどであった。啓発・研修については、4、5、6月は行っていない。

○横山 市民後見人の養成に関して、皆様方にご協力いただきながら進めてきて、先月に2名、市民後見人の選任の審判書が届き、最初の事業計画書のサポートをしている段階である。引き続きご支援いただきながら、市民後見人をサポートしていきたいと思うので、よろしくお願いします。

○福祉政策課 来年度に基礎研修、または基礎研修プラス実践研修と思っていたが、コロナ禍で県のほうがどうなるのかを確認しておく。

市のほうでも、例年、11月から12月に行っている成年後見の講演会は、去年は尾上先生にお願いしたが、今年度、市主催のイベントは原則実施しないということになっているので、成年後見の講演会も今のところ中止の方向になっている。

事務局より報告はその程度であるが、何かあるか。(なし)

冒頭でも課長よりお話しさせていただいたが、今回、日程を決定するのが遅くなり、皆さんには急な日程調整をさせていただくことになり、申しわけなかった。

○福祉政策課長 本日はいろいろなご意見をありがとうございました。先生方からもいろいろなアドバイスを受けた。全てガラッと変えるわけにはいかないかもしれないが、なるべく盛り込んでいきたい。本日はありがとうございました。

○福祉政策課 第3回研究会を終了する。

○閉会